

公立大学法人横浜市立大学災害見舞金要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公立大学法人横浜市立大学において、災害見舞金制度の実施に
関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 災害見舞金制度は、火災・地震・風水害等により著しい被害を受けた学生に
対し、見舞の意を表し、学業を継続するための資金を援助することを目的とする。

(対象)

第3条 災害見舞金申請の対象となる者は、学部・大学院生で、次の各号のいずれか
に該当する者とする。ただし、科目等履修生、研究生、聴講生及び特別聴講学生を
除く。

(1) 暴風、豪雨、洪水、地震その他の異常な自然現象又は火災により著しい被害を受
けた者

(2) その他理事長が特別に認めた者

2 前項にかかわらず、次の各号に該当する者に災害見舞金は給付しない。

(1) 同一事由で災害見舞金の給付対象となった者

(見舞金申請)

第4条 災害見舞金の申請時期は年度を通じ隨時とするが、災害の発生した日から60
日以内に申請書及び受給に必要な書類を揃え、理事長に提出する必要がある。ただ
し、理事長が特別な事情があると認めた場合は、この限りではない。

(給付の決定及び通知)

第5条 理事長は、予算の範囲内で給付を承認するものを決定する。

2 理事長は、給付の承認及び不承認について申請者に通知する。

(給付)

第6条 災害見舞金の給付にかかる詳細は、別途細則に定める。

(給付の取消)

第7条 理事長は、災害見舞金の給付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場
合は、学生生活保健協議会の意見を聞き、その承認を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請、その他不正の手段により給付を受けたとき

(2) その他受給者として適当でないと認められたとき

(返還)

第8条 前条により見舞金給付の資格を喪失した場合には、別途定める方法により災
害見舞金を返還しなければならない。

(細則)

第9条 この要綱の実施に必要な事項は、公立大学法人横浜市立大学災害見舞金細則
で定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 4 月 1 日改正）

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から改正施行する。